

武器等の技術資料等の管理に関する特約条項

甲及び乙は、武器等の技術資料等の管理に関し、次の特約条項を定める。

(保管の義務)

第1条 乙は、この契約に関し、甲が乙に交付し又は乙が作成した文書、図面（製作図面を含む）及び見本等（以下「技術資料等」という）が第三者に入手され、又は複製されることのないよう善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、前項に定める保管に関し管理規程を作成し、すみやかに甲に提出するものとする。ただし、当該規程が既に提出済みである場合は、この限りでない。

3 乙は、前項の管理規程を変更又は改正したときは、すみやかに当該規程を甲に提出するものとする。

(開示又は譲渡の禁止)

第2条 乙は、技術資料等を第三者（乙の下請負者を除く。）に開示し、又は譲渡してはならない。ただし、乙が作成した技術資料等で甲の確認を受けた場合は、この限りでない。

(下請負者に対する措置)

第3条 乙は、この契約に関し、下請負者がある場合は、乙と下請負者間で、前2条に定める事項に準じて取り決めを行うものとする。

2 乙は、前項の取り決めを行った場合は、取り決めた文書をすみやかに甲に提出するものとする。